

東地裁総第1671号

令和6年7月8日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和5年11月16日付け（同月20日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和5年11月16日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

東京地裁管内の簡易裁判所における、口頭による訴えの提起(民事訴訟法271条)及び任意の出頭による訴えの提起等(民事訴訟法273条)の件数が分かる文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。



東地裁総第1672号

令和6年7月8日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和5年11月17日付け（同月20日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和5年11月17日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

口頭による訴えの提起(民事訴訟法271条)及び任意の出頭による訴えの提起等(民事訴訟法273条)について、簡易裁判所が当事者に教示する義務があるかどうかを東京簡易裁判所において検討した際の文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。



東地裁総第1673号

令和6年7月8日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和5年11月18日付け（同月20日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
別添司法行政文書開示申出書記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

司法行政文書開示請求書

令和5年11月18日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

口頭による訴えの提起(民事訴訟法271条)及び任意の出頭による訴えの提起等(民事訴訟法273条)に関する事務手続を定めた東京簡裁作成の文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

